

(経済連携協定の略称)

12 の 2-1 本節における経済連携協定、各経済連携協定に規定する原産地証明書等の略称は、それぞれ次による。

- (1) 「新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定」(平成 14 年条約第 16 号)・・・シンガポール協定
- (2) シンガポール協定第 31 条に基づく原産地証明書
・・・シンガポール協定原産地証明書
- (3) 「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定」(平成 17 年条約第 8 号)・・・メキシコ協定
- (4) メキシコ協定第 39 条に基づく原産地証明
・・・メキシコ協定原産地証明
- (5) 「経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定」(平成 18 年条約第 7 号)・・・マレーシア協定
- (6) マレーシア協定第 40 条に基づく原産地証明書
・・・マレーシア協定原産地証明書
- (7) 「戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定」(平成 19 年条約第 8 号)・・・チリ協定
- (8) チリ協定第 44 条に基づく原産地証明書・・・チリ協定原産地証明書
- (9) 「経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定」(平成 19 年条約第 19 号)・・・タイ協定
- (10) タイ協定第 40 条に基づく原産地証明書・・・タイ協定原産地証明書
- (11) 「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」(平成 20 年条約第 2 号)・・・インドネシア協定
- (12) インドネシア協定第 41 条に基づく原産地証明書
・・・インドネシア協定原産地証明書
- (13) 「経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定」(平成 20 年条約第 6 号)・・・ブルネイ協定
- (14) ブルネイ協定第 37 条に基づく原産地証明書
・・・ブルネイ協定原産地証明書
- (15) 「包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定」(平成 20 年条約第 12 号)・・・アセアン包括協定
- (16) アセアン包括協定附属書 4 第 2 規則に基づく原産地証明書
・・・アセアン包括協定原産地証明書
- (17) 「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」(平成 20 年条約第 16 号)・・・フィリピン協定
- (18) フィリピン協定第 41 条に基づく原産地証明書
・・・フィリピン協定原産地証明書
- (19) 日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定(平成 21 年条約第 5 号)・・・スイス協定
- (20) スイス協定附属書 2 第 4 節第 15 条に基づく原産地証明

- スイス協定原産地証明書
- (21) 「経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定」
(平成 21 年条約第 8 号).....ベトナム協定
- (22) ベトナム協定第附属書第 3 第 2 規則に基づく原産地証明書
.....ベトナム協定原産地証明書
- (23) 「日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定」(平成 23 年条約
第 7 号).....インド協定
- (24) インド協定附属書 3 第 3 節に基づく原産地証明書
.....インド協定原産地証明書
- (25) 「経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定」(平成 24
年条約第 2 号).....ペルー協定
- (26) ペルー協定第 53 条に基づく原産地証明.....ペルー協定原産地証明
- (27) 「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」(平成
26 年条約第 19 号).....オーストラリア協定
- (28) オーストラリア協定第 3・15 条に基づく原産地証明書
.....オーストラリア協定原産地証明書
- (29) オーストラリア協定第 3・16 条に基づく原産地証明文書
.....オーストラリア協定原産品申告書
- (30) 「経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定」(平成 27
年条約第 1 号).....モンゴル協定
- (31) モンゴル協定第 3・16 条に基づく原産地証明書
.....モンゴル協定原産地証明書

(原産品であることの確認の意義及び対象貨物)

12 の 2—2 各経済連携協定に基づく原産品であることの確認は、当該経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用が要求された貨物が締約国原産品(関税法施行令第 61 条第 1 項第 2 号イに規定する締約国原産品をいう。)であるかどうかを確認することにより関税の譲許の便益の適正な確保を図るために行うものであり、その実施にあたっては、効率的かつ適確に実施する観点から、原則として、輸入された貨物に対して行うものとする。

なお、原産品であることの確認は、法第 12 条の 2 第 1 項に基づく後記 12 の 2—3 によるほか、関税法第 105 条第 1 項第 6 号(税関職員の権限)に基づき検査、資料の求め等を行うことができるので留意すること。

(経済連携協定に基づく原産品であることの確認の方法)

12 の 2—3

- (1) 法第 12 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する輸入者に対し資料の提供を求める方法とは、次表第 1 欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第 2 欄に掲げる規定によるものをいう。